

週刊水産新聞

平成29年10月23日発行

HACCP導入へ好機

丁寧・迅速なコンサル対応

県薬剤師会衛生検査センター・川口英雄部長に聞く



川口英雄部長

対米HACCP、対EU・HACCPのコンサルディング業を行う一般社団法人青森県薬剤師会衛生検査センター。システムの構築は調査開始から早ければ半年ほど可能。そのノウハウを事業推進部の川口英雄部長に聞いた。

◆ 下痢性貝毒試験は平成27年3月、マウス試験が



HACCP取得認定のためコンサル業務を行った加工場の作業状況

ら機器分析に移行され、オカダ酸群のみが規制対象となった。以前のマウス試験ではこれ以外の貝毒成分も含まれ、陸奥湾ではほぼ毎夏場に規制

値超過となっていた。当センターの機器分析は厚生労働省通知とほぼ同時に対応。人に危害を与えるオカダ酸のみの検査となり開始以降2年8カ月間、出荷規制にはならずホタテ出荷量は大幅に伸びている。昨年3月、EU向け脂溶性貝毒試験で国内初の国際規格ISO-IEC 17025試験所としての認定を取得した。県内の対EU輸出認定加工場は4施設。12~3月の東部海域で「卵付きホタテ」しか輸出できない状況にあるが、「貝柱」製品も輸出可能となるよう、現在調査中である。

また、「EUC-EP A」での大枠合意により関税率が段階的に撤廃されるという好材料も追い風となり、対EU輸出水産食品認定施設が増えるものと予想される。「水産加工品の対米、対EU輸出を手掛けた」「国内流通だけでも国際的安全基準（HACCP）を取得したい」と考える企業が当センターに相談された場合、HACCPシステムを導入したい理由や意思を確認した上で、HACCPに對して誤解がないか詳しく説明する。

次に、工場の衛生的なレベル調査を行い、施設面での問題点を詳細に抽出・報告し、製造工程・区画等の変更による施設改修、管理方法の変更を検討していただき、HACCP導入の意思を最終確認し進める。この時点で大きな問題点がない場合、早ければ半年ほどでシステムを構築できる。対米輸出水産食品の認定施設であれば、対EU輸出認定を取得する場合でも長い期間を要しない。水産庁はじめ水産関係団体は、水産品を世界へ輸出できるよう、HACCPシステム導入を条件に建物改修費やコンサル、試験検査費用の半額を助成する制度を設けており、絶好の機会ではないかと思われる。ホタテ加工品の対米・EU輸出HACCP導入コンサル・調査・従業員トレーニングや、製品・水質等試験検査を実施しており、今後さらなる技術力の向上を進め、陸奥湾産ホタテ産業に貢献していきたい。

HACCP導入などの問い合わせ先は、事業推進部 ☎電話017-762-3620、FAX017-762-3660、Eメール:kawaguchi@eikence.com